

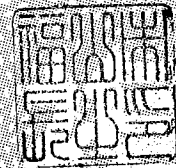
許可番号 第09110033898号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県福山市神辺町大字川南636番地1  
 氏名 株式会社 かこ川商店  
 代表取締役 水主川 嘉範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福山市長 羽田 皓



許可の年月日 平成27年 9月14日

許可の有効年月日 平成32年 9月13日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

収集運搬（積替え・保管を含む。）

### 産業廃棄物の種類

〔積替え・保管を含む。〕

汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

廃油（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

廃プラスチック類（廃プリント配線板及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）（水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）

紙くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）

木くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

繊維くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）

金属くず（廃プリント配線板、鉛製の管又は板及び廃容器包装を含み、鉛蓄電池の電極及び自動車等破砕物を除く。）（水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、廃プライン管及び自動車等破砕物を除く。）（水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）

鉍さい（水銀含有ばいじん等を除く。）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

〔積替え・保管は含まない。〕

汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）（水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

廃プラスチック類（廃プリント配線板及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）

木くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）

金属くず（廃プリント配線板、鉛製の管又は板及び廃容器包装を含み、鉛蓄電池の電極及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、廃プライン管及び自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

鉍さい（水銀含有ばいじん等を除く。）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- |  |   |
|--|---|
| (1) 広島県福山市神辺町大字川南638番地1                    | 面積0.9㎡ 保管上限0.6㎡<br>汚泥   |
| (2) 広島県福山市神辺町大字川南638番地1                    | 面積0.6㎡ 保管上限0.4㎡<br>廃油   |
| (3) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1,<br>594番地2, 595番地  | 面積6.6㎡ 保管上限7.3㎡<br>廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず   |
| (4) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1,<br>594番地2, 595番地  | 面積1.2㎡ 保管上限1.0㎡<br>廃プラスチック類 (廃プリント配線板に限る。), 金属くず (廃プリント配線板に限る。)   |
| (5) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1,<br>594番地2, 595番地  | 面積1.2㎡ 保管上限1.0㎡<br>廃プラスチック類 (廃容器包装に限る。)   |
| (6) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1,<br>594番地2, 595番地  | 面積1.2㎡ 保管上限1.0㎡<br>金属くず (鋳製の管又は板に限る。)   |
| (7) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1,<br>594番地2, 595番地  | 面積1.2㎡ 保管上限1.0㎡<br>金属くず (廃容器包装に限る。)   |
| (8) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1,<br>594番地2, 595番地  | 面積6.6㎡ 保管上限7.3㎡<br>ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず<br>(廃石膏ボードに限る。)   |
| (9) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1,<br>594番地2, 595番地  | 面積1.2㎡ 保管上限1.0㎡<br>ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず<br>(廃容器包装に限る。)  |
| (10) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1,<br>594番地2, 595番地 | 面積1.2㎡ 保管上限1.0㎡<br>鋳さい  |
| (11) 広島県福山市神辺町大字川南594番地1,<br>594番地2, 595番地 | 面積1.2㎡ 保管上限1.0㎡<br>かれき類   |
| (12) 広島県福山市神辺町大字川南638番地1                   | 面積0.43㎡ 保管上限0.14㎡<br>廃プラスチック類 (廃蛍光灯 (廃水銀灯を含む。))に限る。), (水銀使用製品産業廃棄物に限る。), 金属くず (廃蛍光灯 (廃水銀灯を含む。))に限る。), (水銀使用製品産業廃棄物に限る。), ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯 (廃水銀灯を含む。))に限る。), (水銀使用製品産業廃棄物に限る。) |

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年	9月10日	変更許可
平成12年	8月18日	更新許可
平成17年	9月6日	更新許可
平成22年	11月19日	更新許可
平成27年	10月7日	更新許可
平成29年	11月29日	水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を明記
平成30年	4月18日	事業の用に供する施設の変更

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無